

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおさきメンタルクリニック	大崎市古川駅東一丁目一番二〇号	令和八年二月一日
仙台駅ちゅら皮ふ科 仙台南おおにしクリニック	仙台市宮城野区名掛丁二〇一—二S・F.R O.N.T 四階	令和八年二月一日
仙台市太白区中田町字法地北一九一一八	仙台市太白区中田町字法地北一九一一八	令和八年二月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
令和クリニック	栗原市若柳字川南上堤九〇一三	令和八年一月一日

クリニック・ネオ

仙台市青葉区一番町四丁目一〇一―九
a s
sess仙台一番町ビル三〇一

令和八年一月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
河原町歯科医院	仙台市若林区河原町二丁目一五一一グラン ドール河原町一階	令和八年二月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まさと歯科医院	栗原市瀬峰下田一九八番地の一	令和八年一月一日
今野歯科医院	仙台市青葉区中央一丁目七一一八日吉第一ビル三F	令和八年一月一日
まさみ歯科	仙台市青葉区南吉成三丁目一番二三号	令和八年一月一日
安藤歯科クリニック	仙台市若林区南材木町四九	令和八年一月一日
たくひとデンタルクリニック	仙台市泉区泉ヶ丘三丁目五一一七	令和八年一月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称
アクト調剤薬局 藤倉店

所 在 地
塩竈市藤倉二一四一二三

調剤薬局ツルハドラッグ仙台中田店

仙台市太白区中田町字法地北二一一一

令和八年二月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
フレンド薬局 松森	仙台市泉区松森字下町八一三	令和八年一月一日